
「登録前の第三者割当増資等及び特別利害関係者等の株式等の移動に関する細則」の一部改正について

日証協 平 16.11.30

本協会では、11 月 24 日の自主規制会議において、「登録前の第三者割当増資等及び特別利害関係者等の株式等の移動に関する細則」の一部を改正した。

昨年 1 2 月の金融審議会第一部会報告「市場機能を中核とする金融システムに向けて」の公表等を踏まえ、企業内容等の開示に関する内閣府令等についての改正が行われ、平成 1 6 年 1 2 月 1 日より施行されることとなっており、これを受け、「登録前の第三者割当増資等及び特別利害関係者等の株式等の移動に関する細則」について、今般の内閣府令の改正の内容に沿った見直しを図るものである。

- ・ 本規則改正は、平成 16 年 12 月 1 日から施行する。

本規則改正の趣旨・骨子及び新旧対照表等は、それぞれ以下のとおりである。

「登録前の第三者割当増資等及び特別利害関係者等の株式等の移動に関する細則」の一部改正について

平成 16 年 11 月 30 日
日 本 証 券 業 協 会

1 . 改正の趣旨

昨年 1 2 月の金融審議会第一部会報告「市場機能を中核とする金融システムに向けて」の公表等を踏まえ、企業内容等の開示に関する内閣府令等についての改正が行われ、平成 1 6 年 1 2 月 1 日より施行されることとなっている。これを受け、本協会の諸規則について、今般の内閣府令の改正の内容に沿った対応を図ることとしたい。

2 . 改正の骨子

登録申請会社がグリーンシート銘柄である場合は、不特定かつ多数の投資者により売買されることから、登録申請のための有価証券報告書の記載にあたり、第三者割当増資等の内容及び特別利害関係者等の株式等の移動の内容の記載に代えて、登録申請日の直前決算期日の 2 年前の日の翌日から登録日の前日までの間における月別売買高及び月別最高・最低株価を記載するものとする。

(第 9 条新設)

3 . 施行の時期

平成 16 年 12 月 1 日から施行する。

以 上

登録前の第三者割当増資等及び特別利害関係者等の株式等の移動に関する細則の一部改正について

平成 16 年 11 月 30 日

(下線部分変更)

新	旧
(第三者割当増資等の規制) 第 3 条 本協会は、登録申請会社が登録申請日の直前決算期日の 1 年前の日の翌日から登録日の前日までの間 (以下「制限期間」という。) に、登録申請会社と取得者 (第三者割当増資等により株式等を取得した者をいう。以下同じ。) との間で、次の各号に掲げる事項について書面により確約を行っている第三者割当増資等以外の第三者割当増資等を行っている場合には、その登録を認めないこととする。 1 取得者は、第三者割当増資等の日から登録日以後 6 か月間を経過する日 (その日が第三者割当増資等の日以後 1 年間を経過していない場合には当該第三者割当増資等の日以後 1 年間を経過する日) まで、原則として、取得した株式等 (当該株式等の転換又は権利の行使により取得する株式 (当該取得する株式が他の種類の株式へ転換する株式の場合は、当該転換により取得する株式を含む。) を含む。本条及び次条において同じ。) を継続的に所有すること。この場合において、株式等には当該株式等の株式分割により発行される新株式を含む。 2 取得者は、取得した株式等の譲渡を第 1 号に定める期間に行う場合には、予め登録申請会社に通知するとともに、行った譲渡の内容を直ちに登録申請会社に報告すること 3 登録申請会社は、取得者が取得した株式等の譲渡を第 1 号に定める期間に行った場合には、当該譲渡を行った者及び譲渡を受けた者の氏名及び住所、株式数 (新株予約権及び新株予約権付社債にあっては新株予約権総数をいい、当該新株予約権の行使により取得することとなる株式数を含む。)	(第三者割当増資等の規制) 第 3 条 (省 略)

新	旧
譲渡価格、譲渡の日並びに理由その他必要な事項を記載した書面を、当該譲渡が登録申請日前に行われた場合には登録申請のときに、登録申請日以後に行われた場合には譲渡後直ちに、本協会に提出すること 4 取得者は、取得した株式等の譲渡を第1号に定める期間に行った場合には、その内容が公衆の縦覧に供されることに同意すること 5 その他本協会が必要と認める事項 2 登録申請会社は、前項の規定による確約が行われている場合には、当該書面の写しを登録申請のための書類として本協会に提出しなければならない。 3 本協会は、登録申請会社が登録申請日の直前決算期日の2年前の日の翌日から登録日の前日までの間に第三者割当増資等を行っている場合において、当該第三者割当増資等の内容が「店頭売買有価証券の登録等に関する規則」に関する細則(以下「登録細則」という。)第2条第2項第1号に規定する登録申請のための有価証券報告書に記載されていないときには、その登録を認めないこととする。 (特別利害関係者等の株式等の移動の開示) 第7条 本協会は、特別利害関係者等が登録申請日の直前決算期日の2年前の日の翌日から登録日の前日までの間に登録申請会社の発行する株式、新株予約権、新株予約権付社債又はその他新株の発行を請求できる権利の譲受け又は譲渡(当該新株予約権等の行使を含む。以下本条において「株式等の移動」という。)を行っている場合(規則第6条に規定する株式の公開に係る株式等の移動及び会員が特別利害関係者等以外の者との間で行った株式等の移動(店頭有価証券の売買その他の取引に関する規則(公正慣習規則第2号)第4章に規定するグリーンシート銘柄(以下、「グリーンシート銘柄」という。))に限る。)を除く。〕当該株式等の移動の内容	(特別利害関係者等の株式等の移動の開示) 第7条 本協会は、特別利害関係者等が登録申請日の直前決算期日の2年前の日の翌日から登録日の前日までの間に登録申請会社の発行する株式、新株予約権、新株予約権付社債又はその他新株の発行を請求できる権利の譲受け又は譲渡(当該新株予約権等の行使を含む。以下本条において「株式等の移動」という。)を行っている場合(規則第6条に規定する株式の公開に係る株式等の移動及び会員が特別利害関係者等以外の者との間で行った株式等の移動(店頭有価証券の売買その他の取引に関する規則(公正慣習規則第2号)第18条に規定する気配公表銘柄に限る。))を除く。〕当該株式等の移動の内容が規則第4条第1項第3号(1)に規定する登

新	旧
が登録細則第2条第2項第1号に規定する登録申請のための有価証券報告書において記載されていないときには、その登録を認めないこととする。 (規定の適用に関する取扱い) 第8条 第1章から前章までの規定は、名義のいかんを問わずその計算が実質的に帰属する者について適用する。 2 第3条及び第4条の規定は、店頭有価証券の売買その他の取引等に関する規則(公正慣習規則第2号)第36条及び第43条に規定する募集等の取扱い等を行う場合(同規則第44条の規定を遵守するときに限る。)については適用しない。 (登録申請会社がグリーンシート銘柄である場合の取扱い) 第9条 第3条第3項及び第7条に定める登録申請のための有価証券報告書の記載にあたっては、登録申請会社がグリーンシート銘柄である場合には、第三者割当増資等の内容及び特別利害関係者等の株式等の移動の内容に代えて、登録申請日の直前決算期日の2年前の日の翌日から登録日の前日までの間における月別売買高及び月別最高・最低株価を記載するものとする。 付 則 この改正は、平成16年12月1日から施行する。	録申請のための有価証券報告書において記載されていないときには、その登録を認めないこととする。 (規定の適用に関する取扱い) 第8条 (省 略) (新 設)